農業者年金の死亡手続きについて

農業者年金の受給権者・被保険者がお亡くなりになられた場合には、“農業者年金死亡関係届出書”の提出が必要です。

下記の添付書類をお持ちになり、**西印旛農業協同組合**（ＪＡ西印旛）**中央支店**にて、お手続きください。

“農業者年金死亡関係届出書”

【添付書類】※“農業者年金死亡関係届出書”に下記の書類を添付してください。

（１） 受給権者　農業者年金証書（紛失した場合は不要）
　　被保険者　農業者年金被保険者証（紛失した場合は不要）

（２） 受給権者・被保険者の死亡日記載のある戸籍謄本　市役所・支所・出張所で発行

〔 未支給分・死亡一時金の請求ができる場合 〕

・未支給分・死亡一時金の請求が出来る場合には、下記書類も必要になります。

【添付書類】

（３） 故人と請求者との続柄を確認できる戸籍謄本等

※ 生計を一にした　①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦第３親等内の親族（未支給のみ）の順で請求できます。

※ 先順位者がいる場合は、後順位者は請求できません。

※ 後順位者が請求する場合は、先順位者の死亡を確認できる戸籍謄本が必要です。

（４） 請求者名義の預金通帳

書類提出先

西印旛農業協同組合　中央支店　（ ※ 受付窓口は、15：00 まで ）
住所　印西市西の原４－３
電話　０４７６－４８－２２１０

関係機関

独立行政法人　農業者年金基金　　電話　０３－５９１９－０３７１
印西市農業委員会事務局　　電話　０４７６－３３－４７０７